

平成25年度 集団指導時に回収した アンケートの結果

先般はお忙しい中、弊市のアンケートにご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

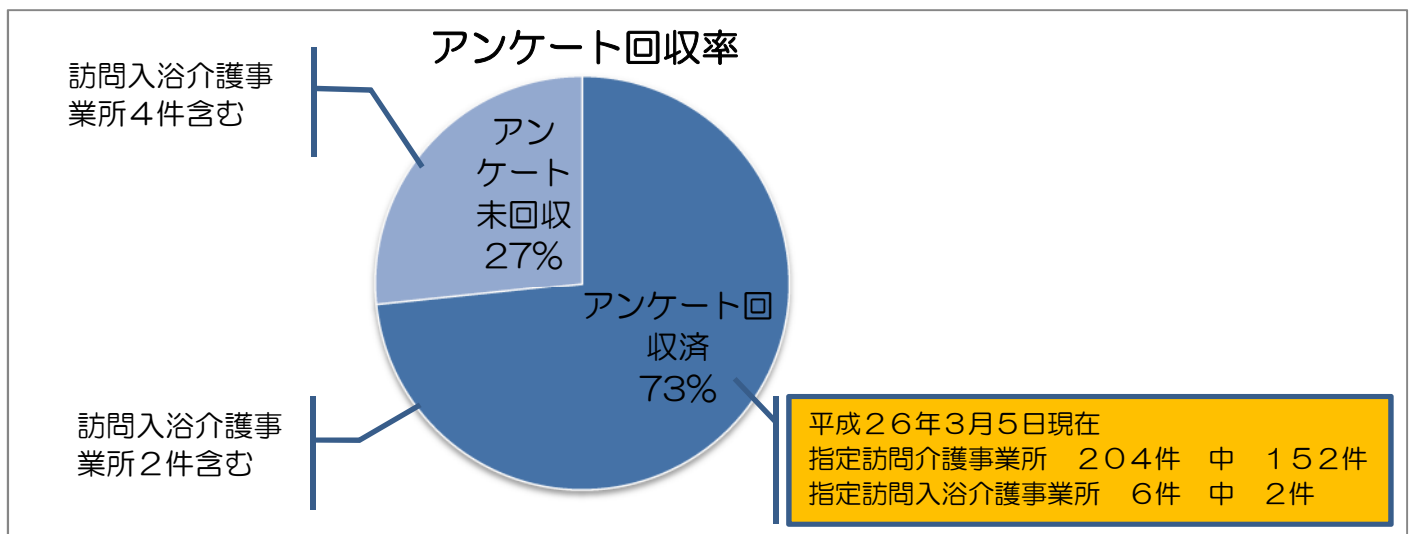
この結果は、訪問介護事業所への公平公正なご案内や指導のために、利用させていただきます。貴事業所でもご参考になさってください。

また、このアンケート結果に関してご不明な点がございましたら、末尾に記載の問合せ先までご連絡ください。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



まず、当アンケートの回収率については、73%でした。(下図)



これ以降はアンケートの質問の順番に、回答結果をまとめています。最初の質問に、矢印で見方を示したので、これに倣って最後までご覧ください。

1. サービスの提供や運営の上で、困った時の主な解決方法について、教えてください。

①何を参考にされていますか。※次にある赤本、青本、緑本とは、介護報酬の解釈（社会保険研究所発行）のことです。

- 赤本 青本 緑本 岡山市の集団指導資料 他都市（ ）市・県の資料（Q&A集等）
岡山県の訪問介護Q&A取りまとめ集（H22年1月） 厚生労働省のQ&A 内部で作成している資料
書籍（ ） インターネットサイト（ ）

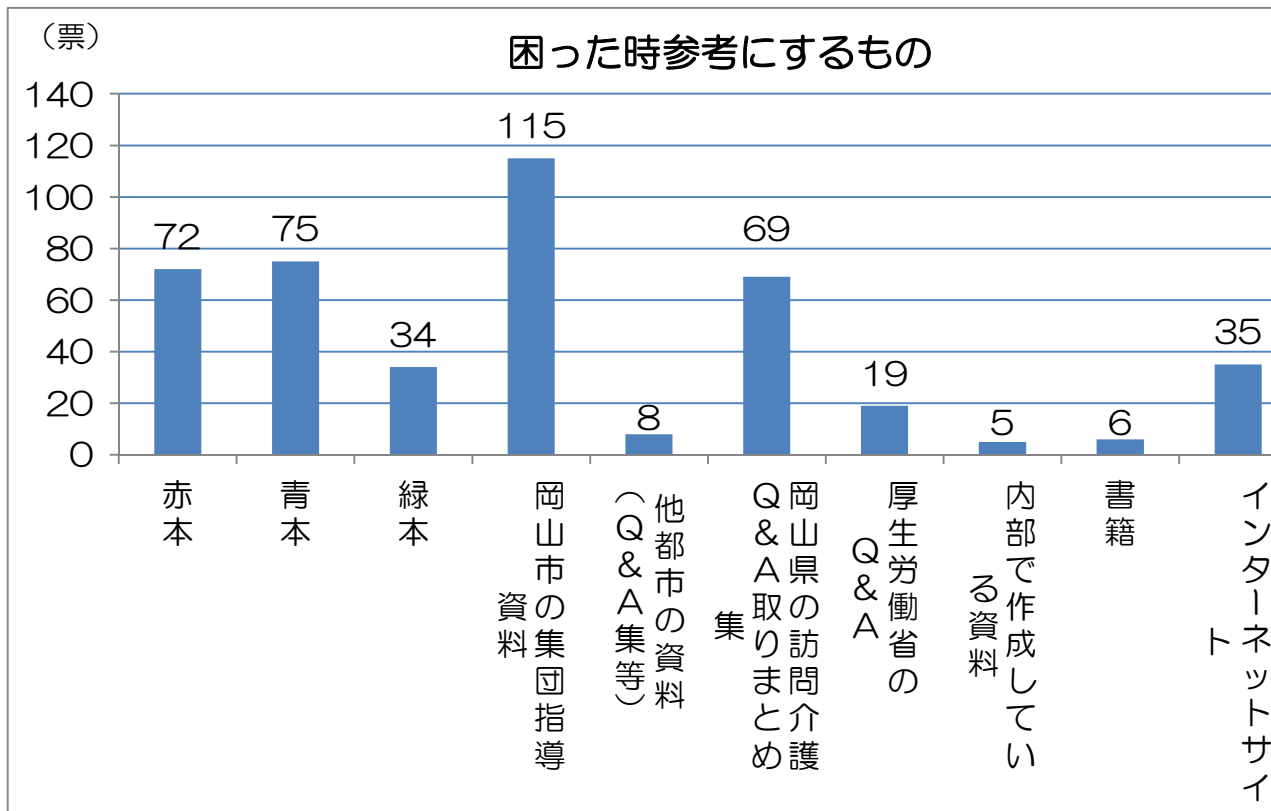
アンケートに記載していた質問を原文のまま引用しています。

回答数150

それぞれの質問に対する有効回答数です。基本的に、154（アンケート回収数）から無記入の数を除いた数になっています。あてはまるものがなければチェックがされない質問については、154が回答数になっています。

投票数438

それぞれの質問について、チェックされていた数です。【チェックの数＝投票数】

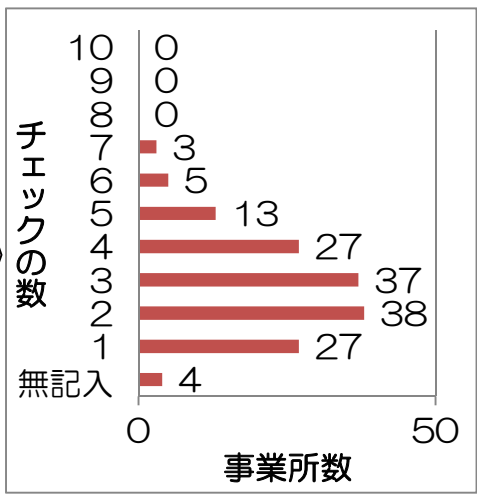


左からアンケートの選択肢の順番に並べ、グラフにしたものです。



アンケート結果からわかることをまとめています。

複数回答のあった質問については、縦軸の数チェックした事業所がいくつあったか、示すグラフを加えています。
(例) 3つチェックした事業所は37件、9つチェックした事業所はなかったという読み方です。



- ★75%の事業所が岡山市の集団指導資料を参考にしている。
- ★岡山県の訪問介護Q&A取りまとめ集を参考にしている事業所も多い。
- ★介護報酬の解釈²赤本、介護報酬の解釈¹青本は半数程度。
- ★選択肢の(かっこ)の内部には、それぞれ以下のような記載がありました。

- (他都市の資料)
- ・大阪
 - ・岡山市

- (書籍)
- ・サービス提供責任者の実務の基本・必須知識
 - ・介護保険法令集

- (インターネットサイト)
- ・日本ヘルパー協会HP(Q&A)
 - ・WAMNET
 - ・岡山市事業者指導課

★ポイント★

質問の回答結果を踏まえて、事業者指導課からお伝えしておきたいことまとめています。

☞ Q&Aは、各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別具体的な運用方法を規定したものとなっており、便利です。

岡山県の訪問介護 Q&A 取りまとめ集は、岡山県長寿社会課が平成22年1月に発行したものが最新です。[岡山県トップページ](#) > [分野で探す](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者](#) > [介護保険制度](#) > [介護保険事業者の申請の手引、様式について](#)からご覧ください。

厚生労働省のQ&Aは[厚生労働省ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [介護サービス関係Q&A](#)からご覧ください。

☞ 介護報酬の解釈¹青本（単位数表編）、介護報酬の解釈²赤本（指定基準編）の訪問介護に関する内容については、事業所で閲覧できる状態にしておいてください。

☞ 下図には、特に質問の多かった事項をまとめています。皆様も下記の事項について、不明な点があった場合は、参照ページなどを開いてみてください。

【質問数トップ5】平成25年4月～平成26年8月受付分

	質問事項	参照ページ
<u>1位</u>	通院等乗降介助	平成25年度集団指導資料P143～P153
<u>2位</u>	同居家族がいる場合の生活援助	平成25年度集団指導資料P136
<u>3位</u>	自立支援のための見守りの援助	介護報酬の解釈 ¹ 青本P198
<u>4位</u>	介護保険制度でできること できないこと	岡山県の訪問介護 Q&A 取りまとめ集P55 平成25年度集団指導資料P34、P104 介護報酬の解釈 ¹ 青本P196～P199
<u>5位</u>	要支援者に対する訪問回数	岡山県の訪問介護 Q&A 取りまとめ集P49

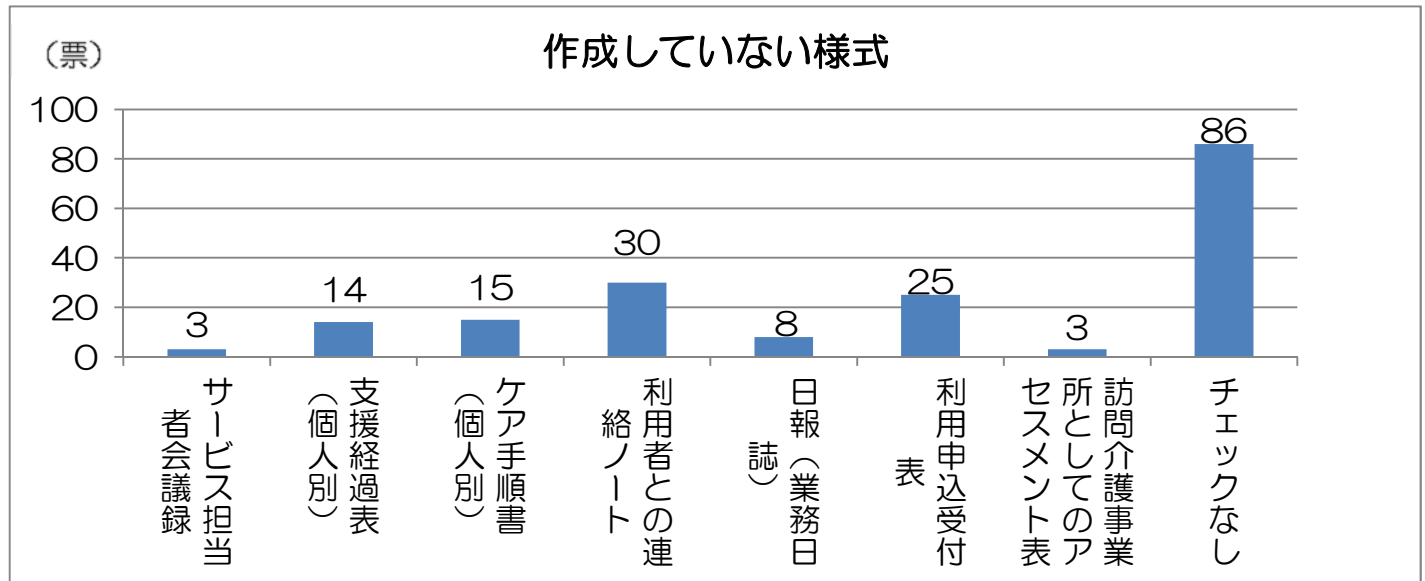
ちなみに、私が質問への回答や、指導で根拠を示す際には、平成25年度集団指導資料、平成24年度集団指導資料、岡山県の訪問介護 Q&A 取りまとめ集、青本、赤本の順によく使用しています。



2. 下記の中で、作成されていない様式があれば、教えてください。

- サービス担当者会議録
 支援経過表（個人別）
 ケア手順書（個人別）
 利用者との連絡ノート
 日報（業務日誌）
 利用申込受付表
 訪問介護事業所としてのアセスメント表

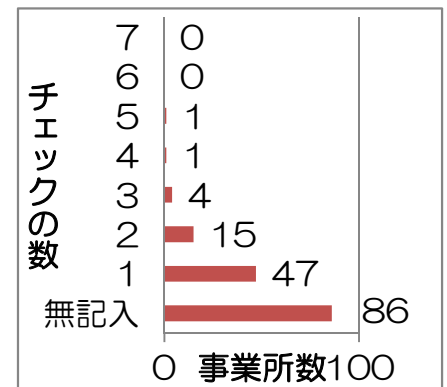
回答数154 投票数98



⊙全て作成している（チェックがなかった）事業所が55%。

⊙支援経過表、日報については、作成していない事業所がほとんどない。

⊙利用申込受付表を作成していない事業所は25件。



★ポイント★

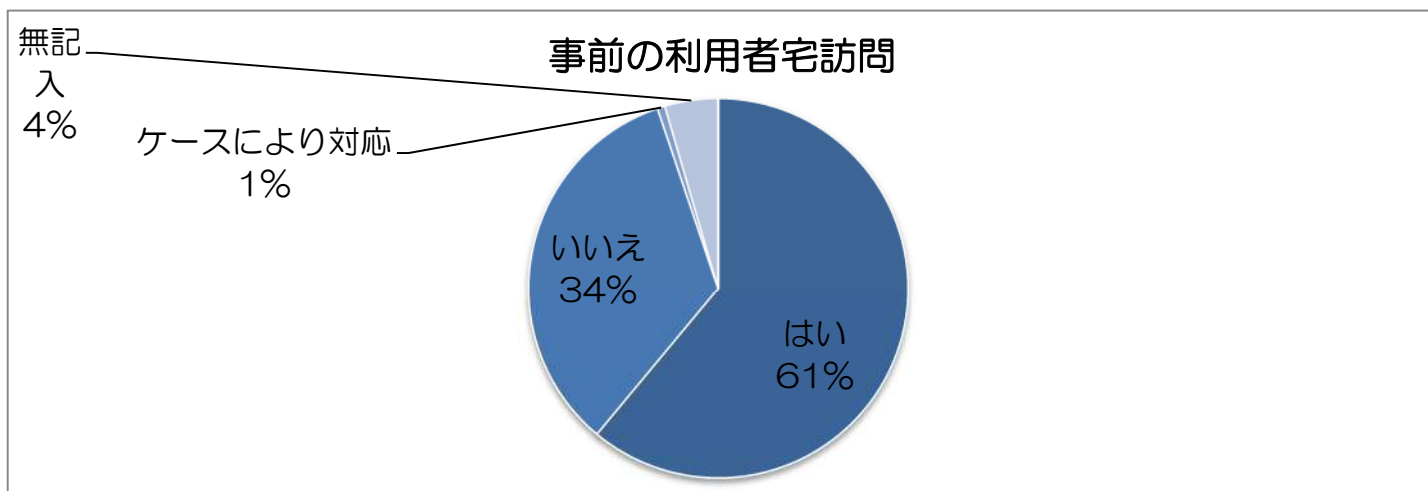
- ☞ サービス担当者会議録とアセスメント表は必ず作成しなければならないものです。サービス担当者会議録は、居宅介護支援専門員が作成したものを受け取るだけでなく、訪問介護事業所としてサービス担当者会議で、訪問介護サービスについて検討したことなどを主にした記録を残してください。アセスメント表についても、訪問介護事業所として訪問介護サービスを行うにあたって、利用者情報を把握するため、独自に作成してください。
- ☞ 利用者又は居宅介護支援専門員等からの利用申込みに対して、受け入れできなかった場合は、その理由及び対応を記録に残しておく必要があるため、利用申込表があると便利です。
- ☞ 手順書及び支援経過表は、従業者が利用者について共通認識を持ち、同様のサービスを行うという点で、効率的・能率的な運営のためには欠かせないものであるといえます。

3. 新規の利用申込者に対して、サービス担当者会議開催日より前に、訪問介護事業所として利用者の心身の状況等を把握するために、サービス提供責任者が利用者宅を訪問されていますか。

はい

いいえ

回答数147



❖新規の利用申込者に対して、サービス担当者会議開催日より前に、訪問介護事業所として利用者の心身の状況等を把握するために、サービス提供責任者が利用者宅を訪問している事業所数がしていない事業所の2倍程度ある。

★ポイント★

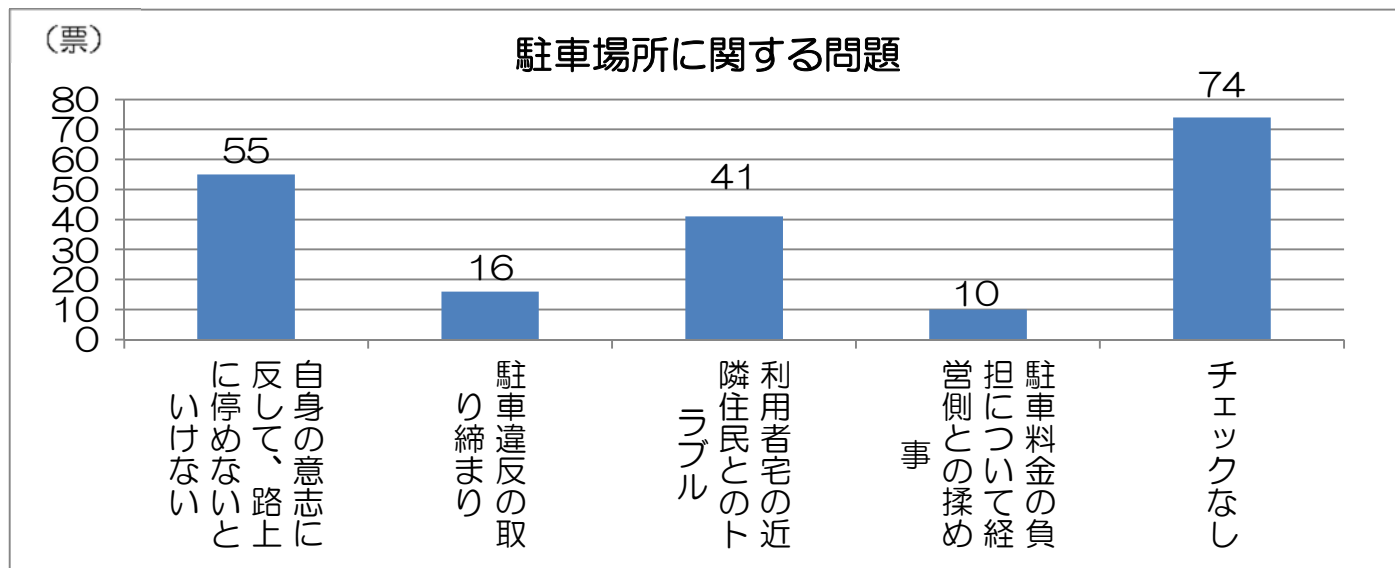
- ☞原則、新規の利用申込者に対しては、サービス担当者会議開催日より前に、訪問介護事業所として利用者の心身の状況等を把握するために、サービス提供責任者が利用者宅を訪問するようにしてください。サービス担当者会議では、居宅介護支援専門員が決めたことを聞くだけでなく、訪問介護事業所としてのアセスメントで把握したことを踏まえて、訪問介護サービスについて話し合うようにしてください。
- ☞アセスメント以外でも、同行訪問やモニタリング、訪問介護計画の評価、多様な評価などを通して、サービス提供責任者が利用者を訪問し、心身の状況や意向を確認する機会を設けるようにしてください。



5. 駐車場所に関して、下記の問題を経験されたことがあれば、教えてください。

- 自身の意志に反して、路上に停めないといけない 駐車違反の取り締まり
 利用者宅の近隣住民とのトラブル 駐車料金の負担について経営側との揉め事

回答数154 投票数122



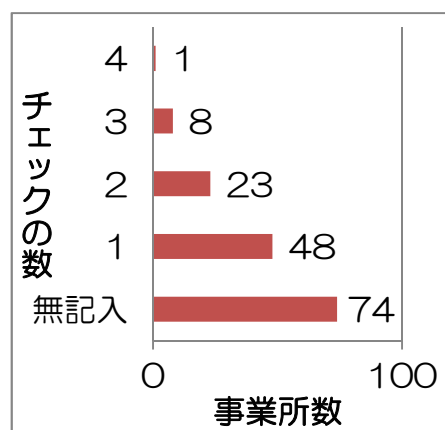
★選択肢の問題については、経験したことのない事業所が一番多い。

★自身の意思に反して、路上に停めている場合が多い。

★取り締まりを含む、外部とのトラブルが、57件もある。

★駐車料金の負担について経営側との揉め事を経験したことがある事業所が10件もある。

★選択肢の全ての問題を経験したことのある事業所もある。



★ポイント★

☞このような問題がある実態については、岡山市保健福祉局内の関係課へ情報提供しました。

☞訪問介護事業所等が利用者の緊急の求めに応じて行う緊急訪問等については、本年度から駐車許可の手続きが簡素化されました。この許可を受けることができれば、緊急訪問時に駐車違反の取締りを受けることもなくなるかと思えます。利用者宅への緊急訪問が必要になる可能性のある事業所においては、ぜひ手続きをお願いいたします。

詳しくは次のページをご参照ください。



訪問看護・介護に対する駐車許可の手続きが簡素化されました

この度、岡山市では昨年10月から行っていた総合特区に係る警察庁・岡山県警との協議の結果、訪問看護・介護事業者等が利用者の緊急の求めに応じて行う緊急訪問等について、駐車許可の手続きの簡素化が実現しました。

主な内容

1 駐車日時の特定

これまでは、介護計画等によって駐車日時を特定していた。(例えば、「13時～14時の間」など)



○今後は、駐車場付近の交通状況等を勘案した上で、柔軟な対応を図る。

駐車許可申請時に、例えば、

・訪問介護事業所の営業時間内(9時～17時までの間)

・訪問介護事業所の営業時間内(9時～17時までの間)及び緊急訪問時

とするなど、訪問介護事業者が利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合を想定した許可時間とする。

○介護従事者個人車であっても、上記の許可の対象となる。

(ただし、申請時に身分証明書の添付が必要)

2 駐車場所の特定



「訪問場所付近」との表現でも申請可能
(これまで通り、訪問先一覧の提出は必要)

3 申請書類の簡素化

・駐車場付近の見取り図

・添付書類、添付部数



原則、既存の地図への記入で構わない
必要最小限で構わない。詳細は管轄警察署にて確認

4 許可申請の一括受理



訪問先が複数の警察署の管轄区域にまたがる場合、
可能な限り、許可証交付等はワンストップで行う
(許可は各警察署ごとに行う)

※今回の駐車許可の簡素化の対象範囲は岡山県全域です。

※当該措置は駐車許可の手続きの簡素化であり、駐車許可の基準の変更を行うものではありません。

・駐車許可証を交付されても、法定駐車禁止場所には駐車できません。

・道路以外の民地への駐車については、駐車許可はなんの効力もありません。民地に駐車する場合は、所有者の了解を得てください。

総合特区に関する問い合わせ
岡山市医療政策推進課 医療福祉戦略室
086-803-1638(直通)

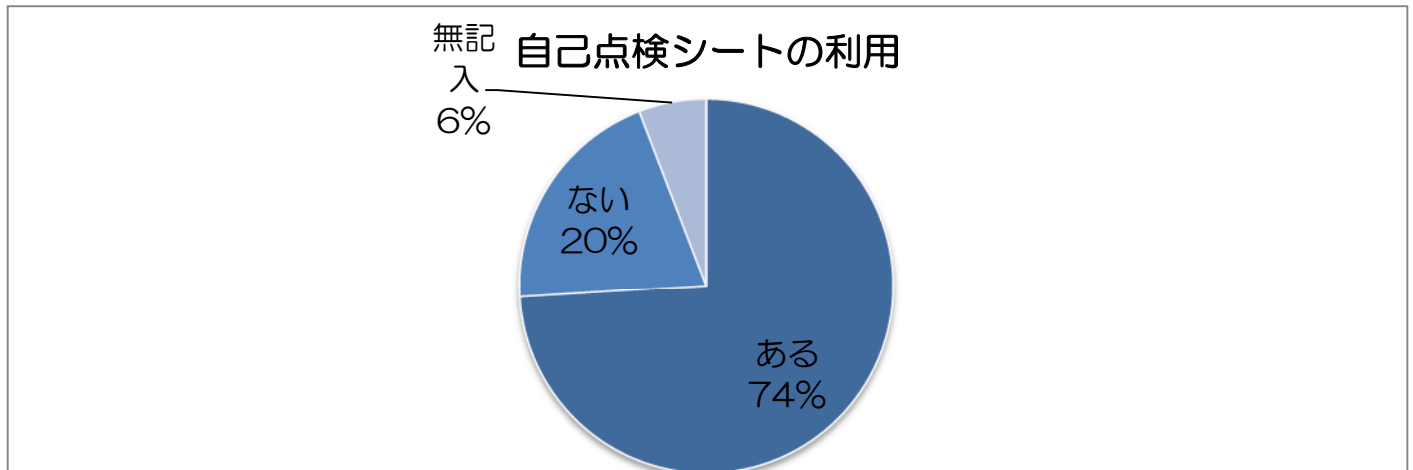
上記の駐車許可に関する問い合わせ
岡山県警察本部 交通規制課
086-234-0110(代表)

6. 岡山市事業者指導課のホームページに掲載している事業者指導課→在宅型サービス→その他自己点検シートをご利用されたことはありますか。

ある

ない

回答数145



❖自己点検シートを利用したことがない事業所が20%ある。

★ポイント★

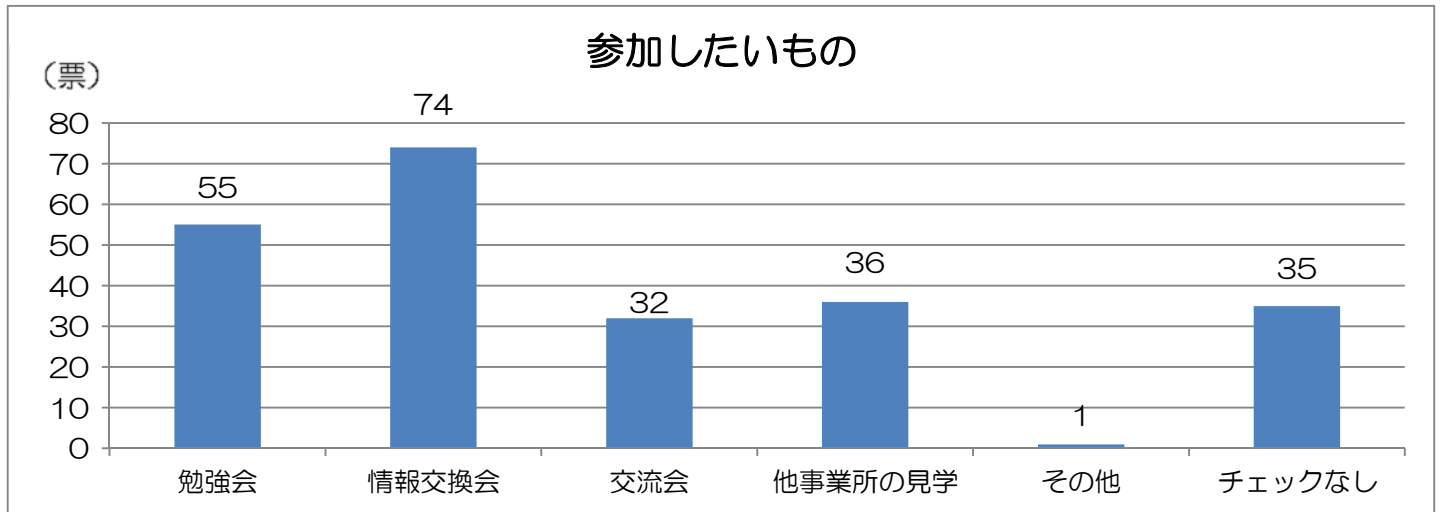
☞自己点検シートは人員・設備・運営編と介護報酬編、ともに16ページで構成されています。このチェックシートを用いて、事業所の運営状況について確認していき、全て「適」に○することができれば、介護保険法に則した適切な運営ができていくことになります。新規に指定された事業所においては、ぜひ制度の理解のためにご活用ください。なお、これは実地指導の事前提出資料になっています。

☞平成25年度集団指導資料の10～19ページには、平成25年度の実地指導における主な指摘・指導事項が載っており、自分の事業所では問題ないか、チェックができるようになっています。その他、管理者業務については88、89ページ、サービス提供責任者の責務は95ページ、訪問介護計画の作成は102ページ、生活援助中心型の算定にあたっては137、138ページで、それぞれ適正な運営ができていないか確認するためにチェックできるつくりになっているので、併せてご活用いただくと幸いです。

8. 他の訪問介護事業所と交流を図るために、参加してみたいものがあれば、教えてください。

勉強会 情報交換会 交流会 他事業所の見学 その他 ()

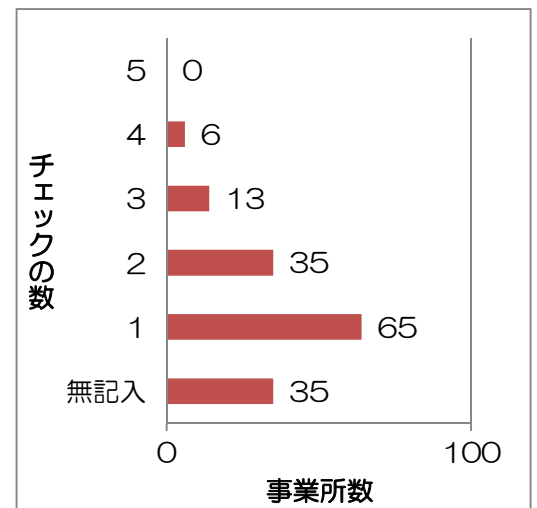
回答数154 投票数198



❖情報交換会に半数近くの事業所が参加したいと考えている。

❖どれにも参加したくない、と考えている事業所より、何か参加したいものがある事業所のほうが164件も多い。

❖他事業所の見学をしてみたい事業所が36件。



★ポイント★

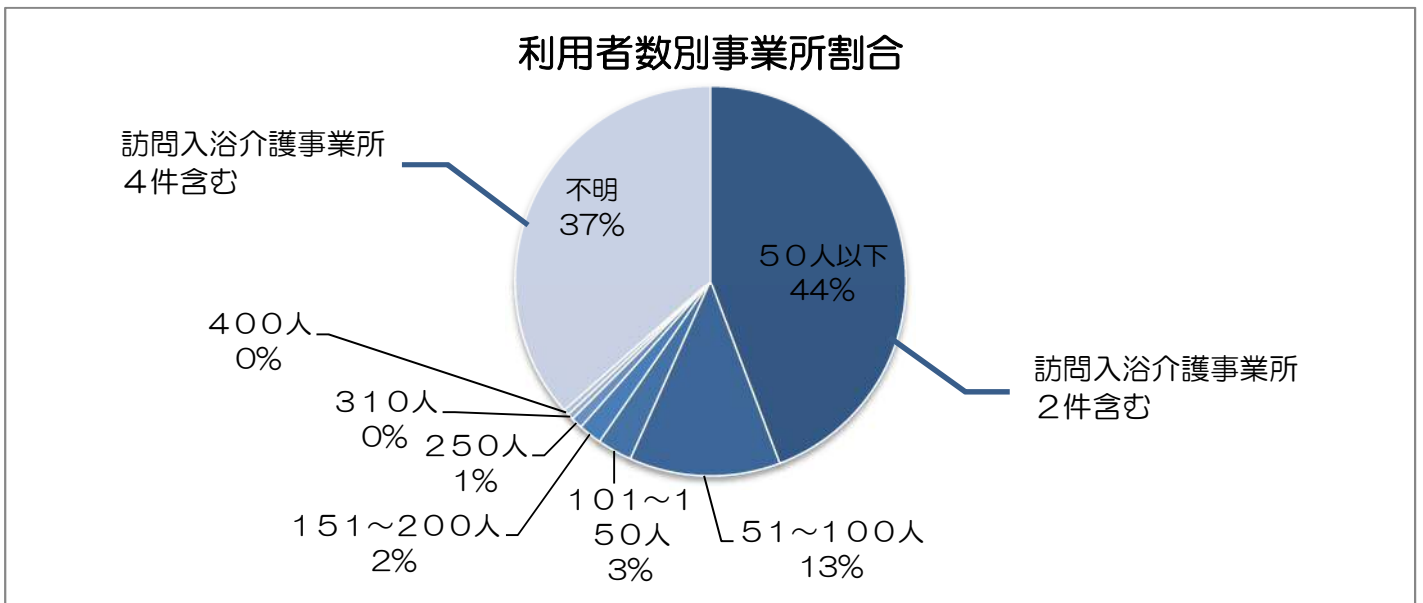
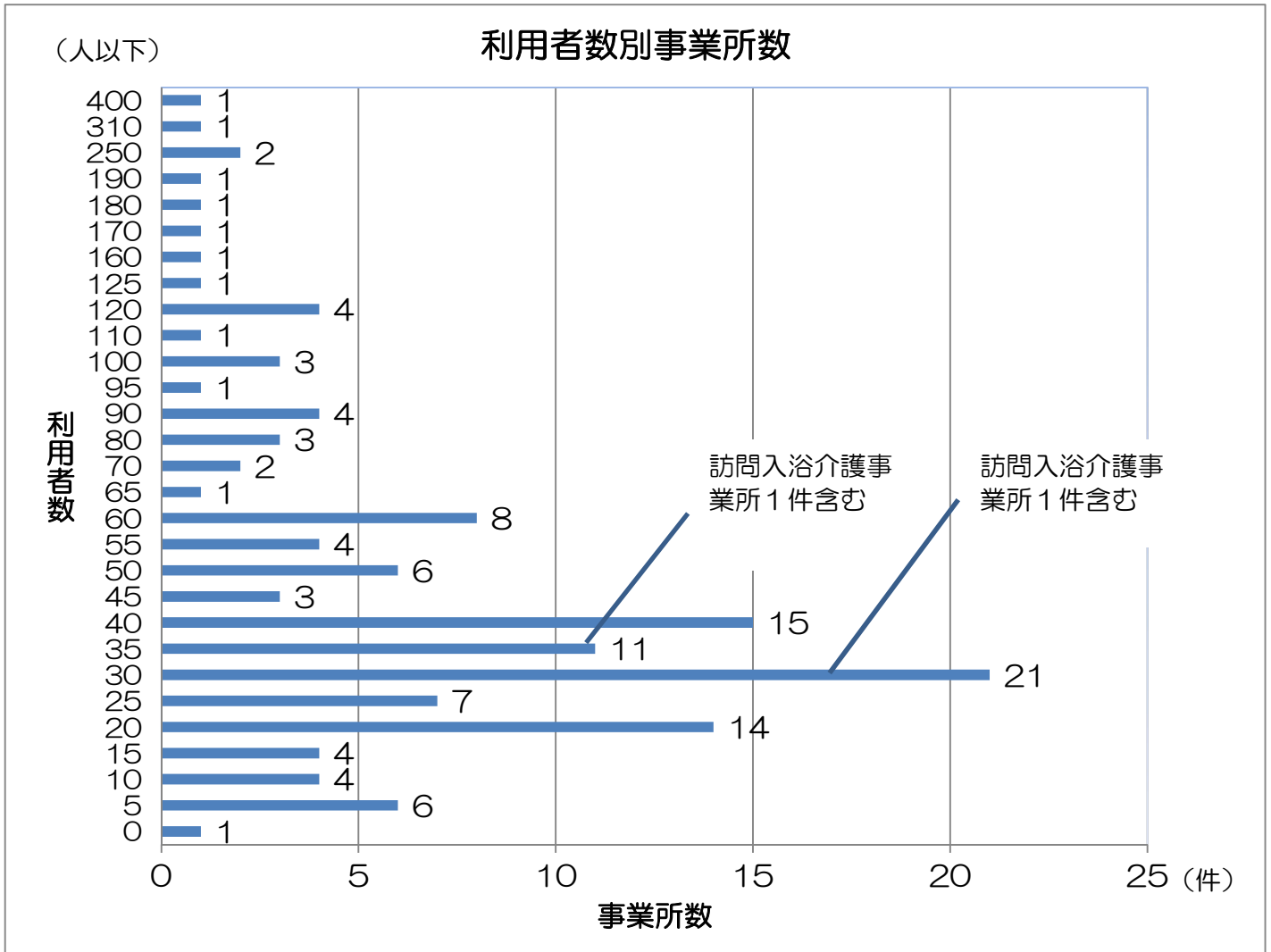
☞新規の事業所が他の事業所に依頼して、その事業所のサービス提供に訪問介護員を同行させて勉強や研修をさせている、という事例もあるようです。

☞訪問介護事業所の皆様にこのようなご意向があることは、保健福祉局関係課へ情報提供し、相談しています。

☞事業者指導課としても、提案や企画の参考にさせていただきます。



回答数132



★26~30人が一番多い。続いて36~40人、16~20人。

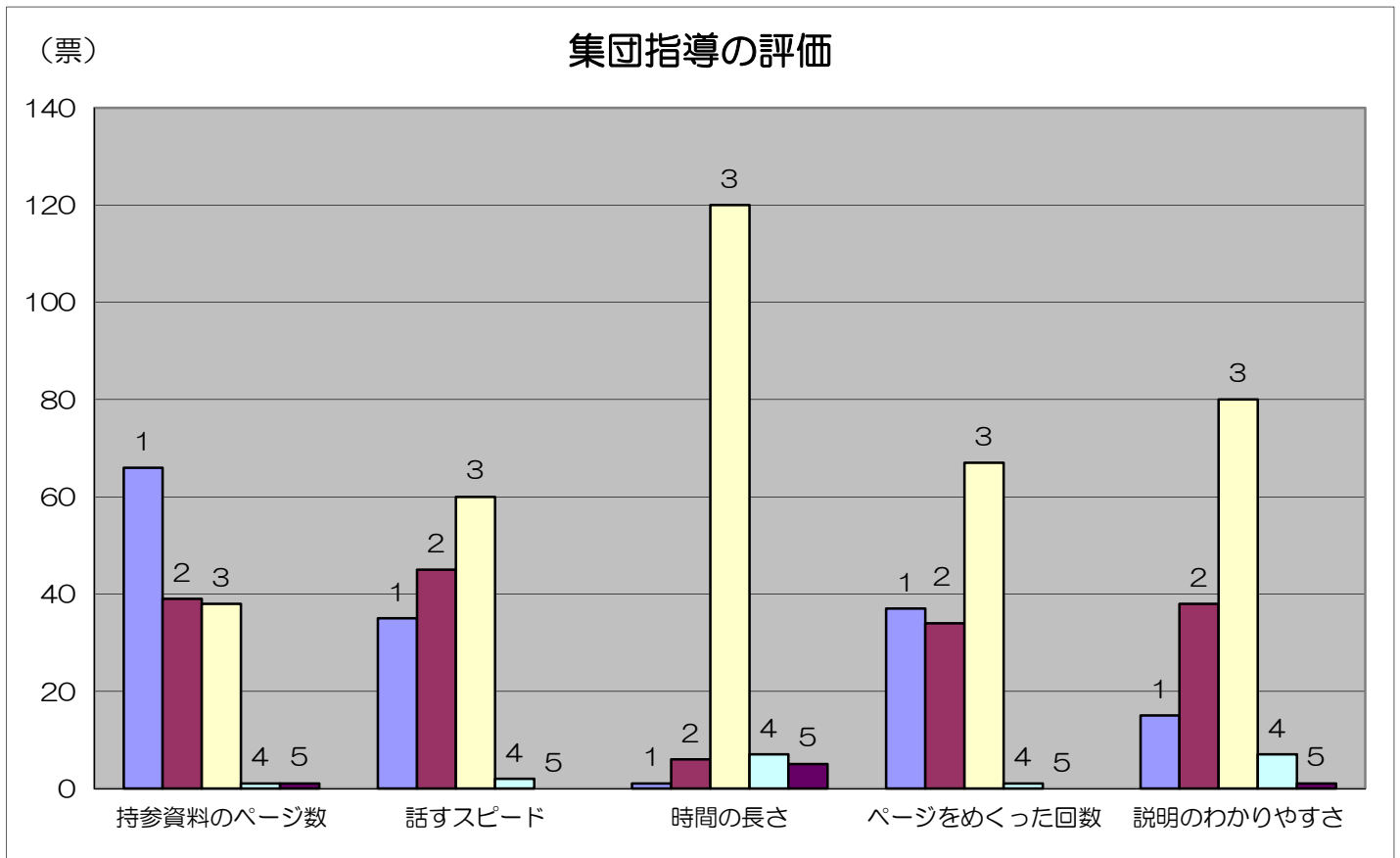
★不明を除くと50人以下の事業所が70%を占めている。100人以下の事業所が全体の96%。

10. 本日の集団指導について、来年度の参考にさせていただきたいので、評価をお願いいたします。

適切

①持参資料のページ数	多い	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input checked="" type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	少ない
②話すスピード	速い	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	遅い
③時間の長さ	長い	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	短い
④ページをめくった回数	多い	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	少ない
⑤説明のわかりやすさ	難しい	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	簡単

回答数 152



✪持参資料のページ数はどちらかというと多いと思っている事業所が大多数。

✪話すスピードが遅かったと感じた事業所はほぼなく、速かったと感じた事業所のほうが多い。

✪ページをめくった回数は多い、説明は難しいと感じた事業所のほうが多かったようだ。

★反省★

- ④ 次の集団指導では、もう少しゆっくり、あまりページをめくらなくていいようにして、細かく説明できるように心がけます。指導内容の構成などについても、今回の評価をよく考慮して検討させていただきます。
- ④ 開くページがいたりきたりしてわかりにくかったというご指摘を頂きましたので、参考までに当日集団指導で開いて頂いた資料の訪問介護編のページを、最初から順に、次に書き起こしました。訪問介護編が全部で160ページあった中でも、集団指導当日に開いていただいたページの内容は特に重要ですので、ぜひ今一度ご覧ください。

ページ番号 → P3. 4. 9. 10~14. 75. 83. 20. 125.
126. 131. 153. 138. 139. 135. 99. 100. 102.
101. 94. 95. 59. 60. 1. 155. 156~158. 2. 159

11. 訪問介護事業所の運営や集団指導について、下記のようなことがあれば、自由にご記入ください。

- 質問 疑問点 気になる点 アドバイス 事業者指導課に対してのご要望 ご意見
- お困りの点 来年の集団指導資料への追加希望 集団指導当日に聞きたい内容 感想

確実に質問の意味を理解して、お答えできる質問が1つあったので、ご紹介します。

質問

処遇改善金はサービス提供責任者も請求できるのでしょうか。

回答

訪問介護員等には、サービス提供責任者含むので、対象となります。

ご意見

お蔭さまで貴重なご意見を多数頂戴することができました。今後はこれらのご意見を参考に、よりきめ細かで事業所の方々のご期待にそえる体制を確立してまいりたいと存じます。ご記入してくださった皆様、ありがとうございました。

事業所名 _____

※ご記入してくださった事業所の方は、ありがとうございました。

以上で、平成25年度集団指導時に回収したアンケートの結果についての説明は終わりです。

ぜひこの後も、引き続きご覧ください。



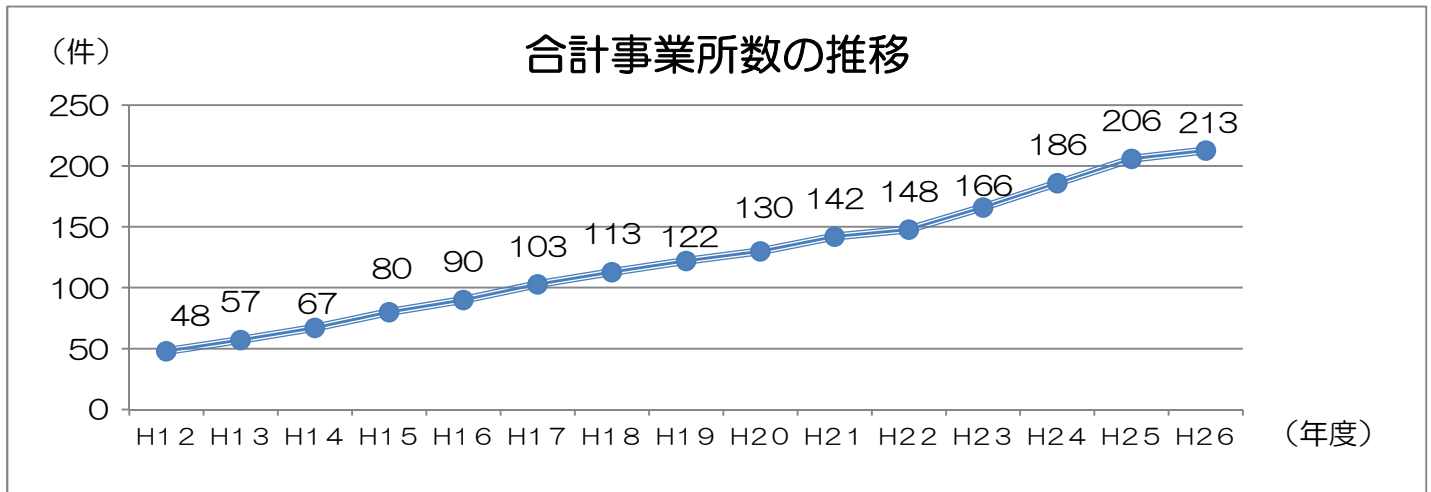
【参考】岡山市の指定訪問介護事業所に関するデータ

平成26年7月現在

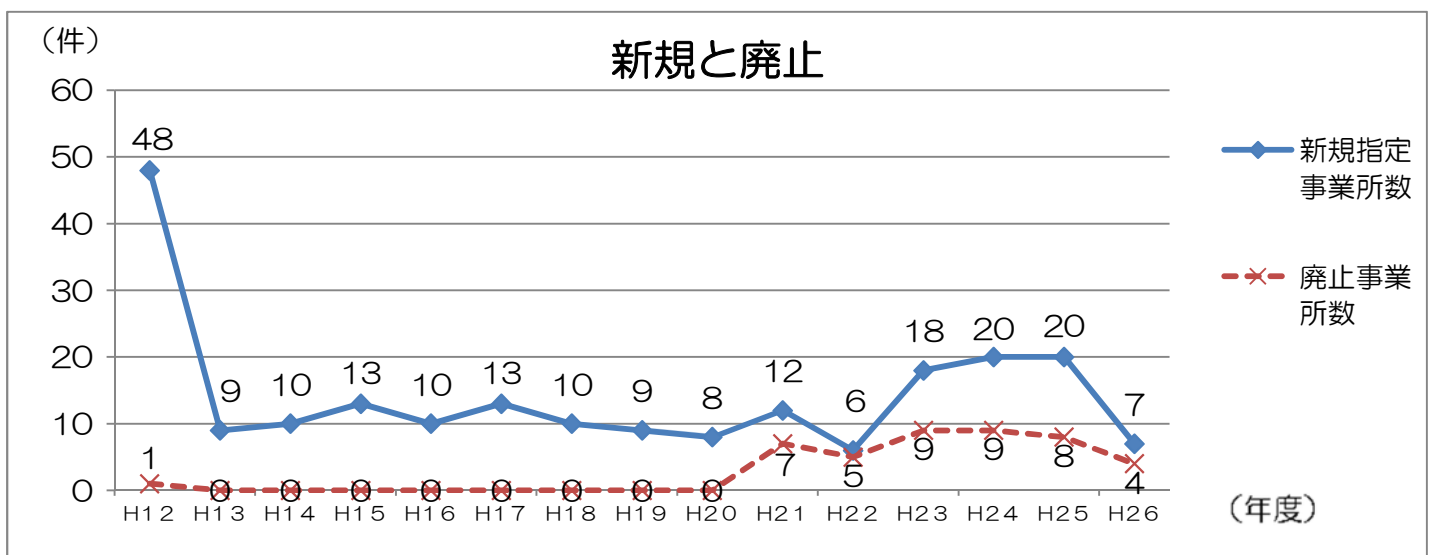
岡山市の現存（休止を含む）事業所の統計データからわかることをまとめました。

ぜひ、アンケートの結果を見るうえで、ご参考になさってください。

指定に関すること



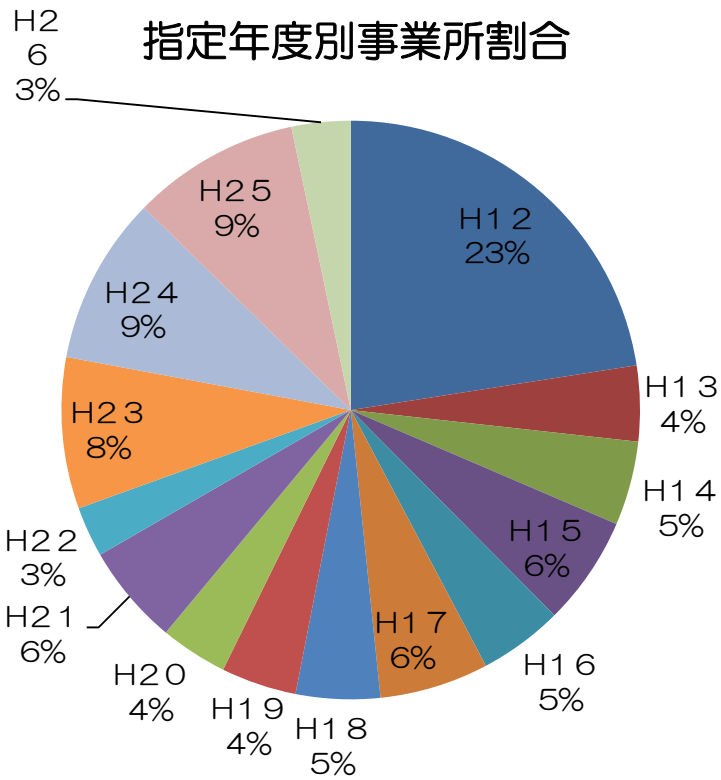
⊙介護保険制度が確立されて以降、岡山市の訪問介護事業所は徐々に増え続けている。



⊙平成23年度から増加傾向が見られる。

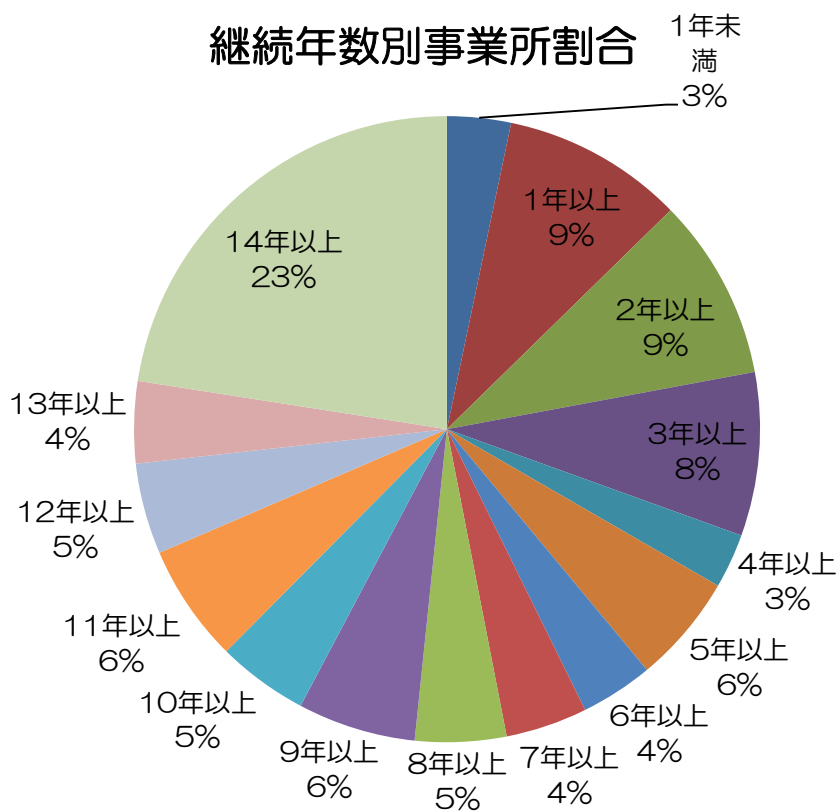
⊙新規指定事業所数は平成12年4月から現在までで、平均毎年14件程度。

⊙平成13年度から平成20年度までに廃止した事業所はなかったが、平成21年度からは、平均毎年7件廃止している。



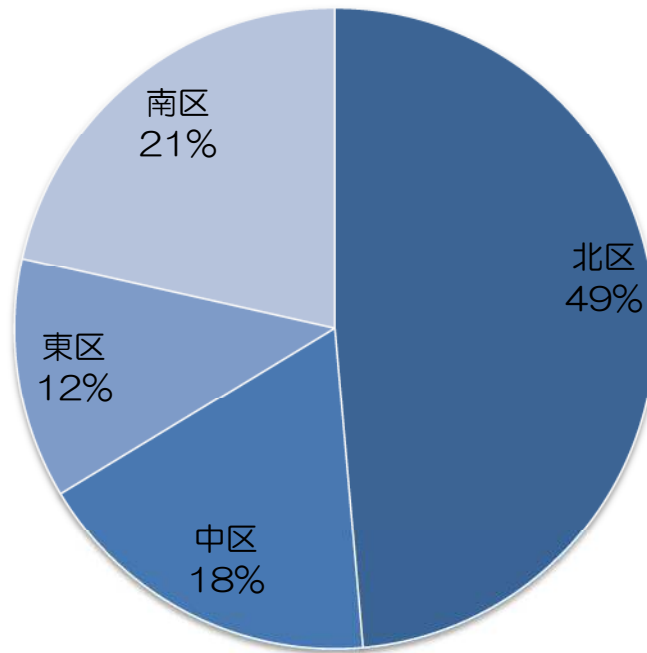
★平成12年度に指定された事業所が一番多い。

★近年指定された事業所の割合が高い。



★14年以上事業を継続している事業所が一番多い。全体の23%を占めている。

所在地別事業所割合



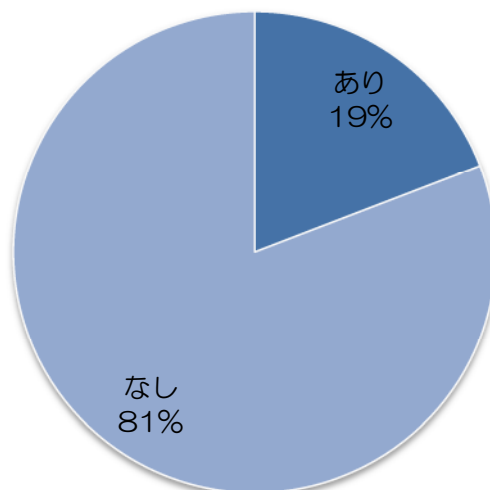
北区	104件
中区	38件
東区	26件
南区	46件

- ⊛北区が半数を占めている。
- ⊛中区よりは、南区のほうが多い。
- ⊛東区が一番少ない。

介護報酬体制情報に関すること

算定している事業所がない、あるいは数件しかない加算や減算については、記載していません。

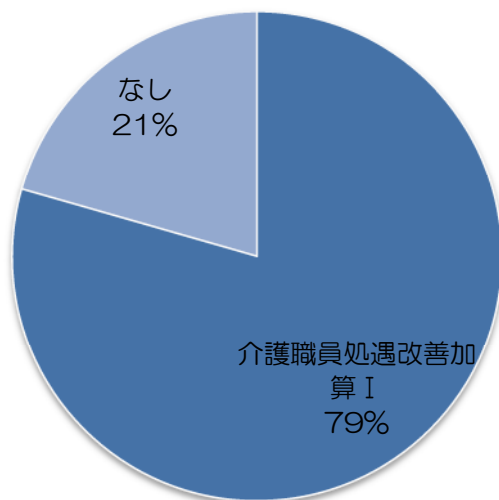
通院等乗降介助



あり	41件
なし	173件

- ⊛通院等乗降介助を算定している事業所は全体の約2割。

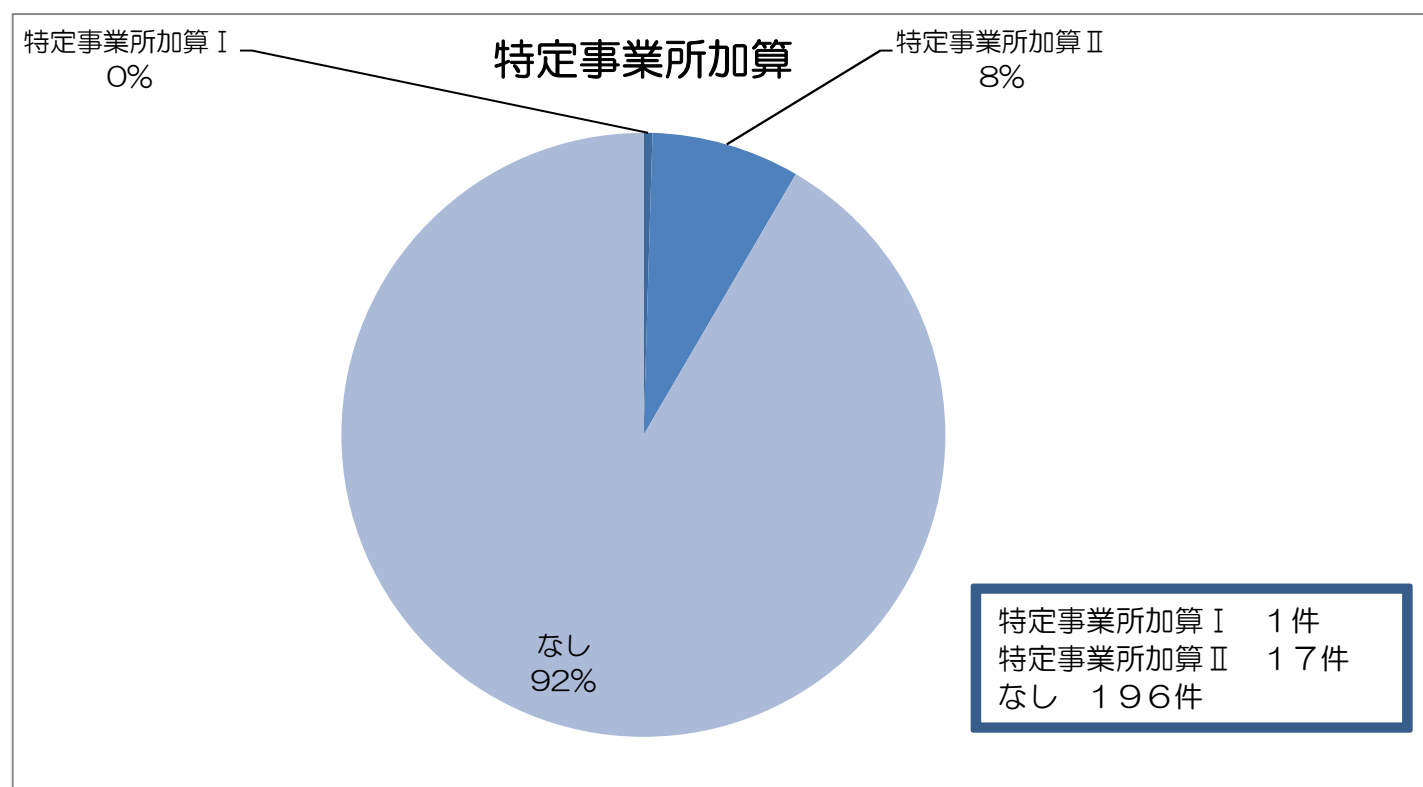
介護職員処遇改善加算



介護職員処遇改善加算Ⅰ	170件
なし	44件

★介護職員処遇改善加算Ⅰを算定している事業所は全体の約8割。算定していない事業所の4倍程度ある。

★介護職員処遇改善加算ⅡやⅢを算定している事業所はない。



★特定事業所加算Ⅰを算定している事業所は1件のみ。

★特定事業所加算Ⅱを算定している事業所は全体の約1割。

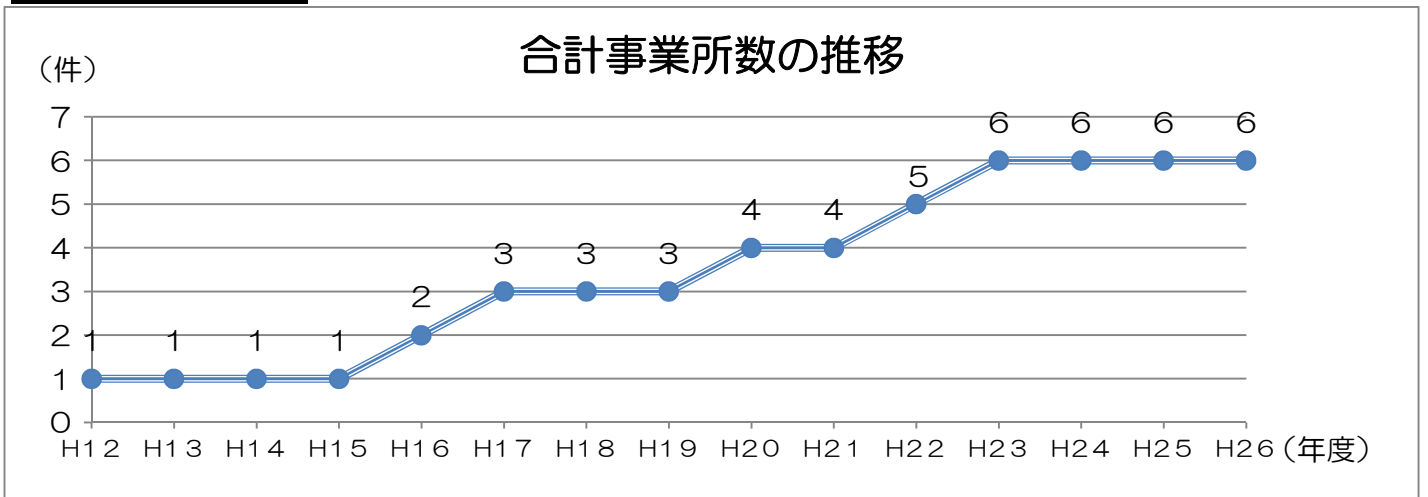
★特定事業所加算Ⅲを算定している事業所はない。

【参考】岡山市の指定訪問入浴介護事業所に関するデータ

平成26年7月現在

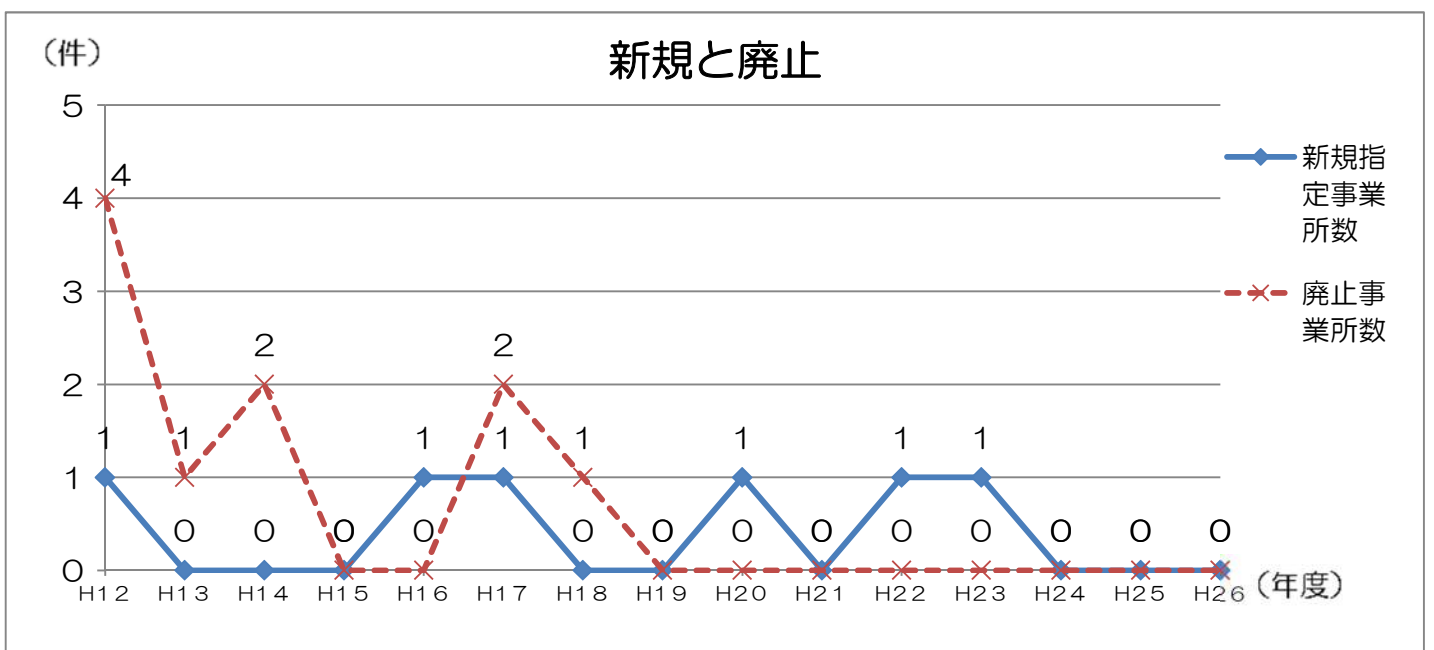
岡山市の現存（休止を含む）事業所の統計データからわかることをまとめました。
ぜひ、アンケートの結果を見るうえで、ご参考になさってください。

指定に関すること



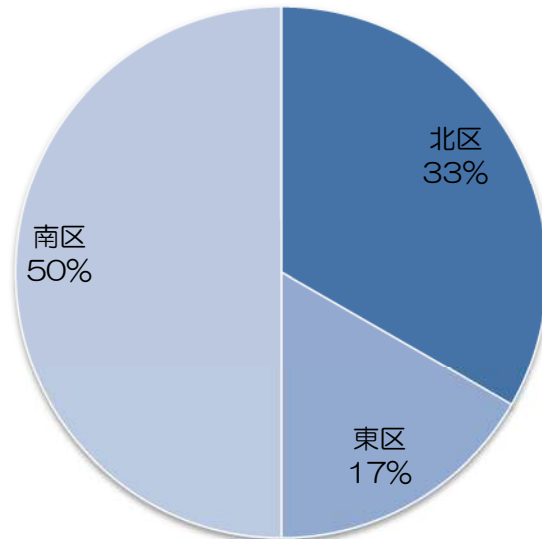
★平成12年度に指定されて、現在継続している事業所は1件のみ。

★平成23年度に6件になって以降、訪問入浴介護事業所の数は変わっていない。



★現存の事業所の数より、廃止した事業所の数のほうが多い。

所在地別事業所割合



北区	2件
東区	1件
南区	3件

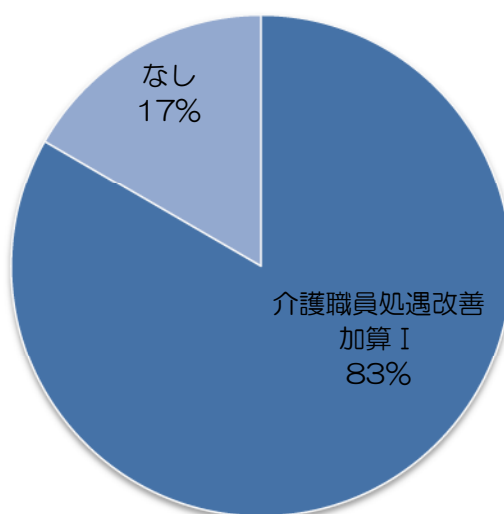
★南区が半数を占めている。

★中区にはない。

介護報酬体制情報に関すること

算定している事業所がない、あるいは数件しかない加算や減算については、記載していません。

介護職員処遇改善加算



介護職員処遇改善加算 I	5件
なし	1件

★介護職員処遇改善加算 I を算定している事業所は全体の約8割。

★介護職員処遇改善加算 II や III を算定している事業所はない。

問合せ先

〒700-0913

岡山市北区大供3丁目1-18KSB会館4階

岡山市事業者指導課訪問通所事業者係

TEL：086-212-1013

FAX：086-221-3010

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

このアンケート結果および、記載の統計に関してご不明な点がございましたら、上記の問合せ先までご連絡ください。

今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

